



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年3月3日火曜日 第690号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示……………（森林整備課） ……79
- くらまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………（水産課） ……79
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（中予地方局農村整備第一課） ……79
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（南予地方局地域福祉課） ……79

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出……………（選挙管理委員会） ……80
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………（ ） ……80
- 資金管理団体の指定の届出……………（ ） ……81

告 示

○愛媛県告示第139号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和8年2月10日愛媛県告示第87号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を松山市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和8年3月3日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
松山市立岩米之野乙248の1	株 田 キミ子	森林所有者
松山市立岩米之野乙260	越 智 聡	森林所有者
松山市立岩米之野乙608	平 岡 幸 雄	森林所有者
松山市立岩米之野乙259	越 智 和 人	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

○愛媛県告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年3月3日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳 洋

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第140号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くらまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量（令和8年2月愛媛県告示第88号）を次のとおり変更した。

令和8年3月3日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
愛媛県くらまぐろ（大型魚）漁業	10.3トン	9.3トン

○愛媛県告示第141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東温市上村土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和8年3月3日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	倉 瀬 清	東温市上村甲164番地

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社フォレストケア	デイサービスセンターやすらぎ	愛媛県喜多郡内子町内子716番地	令和8年2月28日	通所介護

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。
令和8年3月3日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	届出年月日
	代表者	会計責任者			
中道改革連合愛媛県第3区総支部	萩原 旭 人	萩原 旭 人	松山市大手町1-1-6	衆議院議員	令和8年1月26日
中道改革連合愛媛県第2区総支部	白石 洋 一	白石 洋 一	西条市新田197-4	衆議院議員	令和8年1月26日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
原田しんたろう後援会	原田 慎太郎	原田 藍	松山市祝谷東町603-19	令和7年12月22日
今井彩後援会	今井 彩	今井 勇 治	松山市正円寺一丁目2-43-2	令和8年1月5日
しのとうあい後援会	篠藤 愛	篠藤 貴 彦	松山市桑原五丁目7-12	令和8年1月5日
鈴木大介後援会	鈴木 大 介	鈴木 恵梨花	松山市西石井三丁目13-17	令和8年1月5日
高木新治後援会	高木 新 治	高木 誠	西条市氷見乙2036-3	令和8年1月28日

備考 従来、原田しんたろう後援会は千葉県選挙管理委員会に届出がされていたが、愛媛県選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

○愛媛県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和8年3月3日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県神政連支部	常磐井 守 道	代 表 者	常磐井 守 道	長曾我部 昭一郎	令和8年1月1日
自由民主党伯方支部	馬 越 一 矢	主たる事務所の所在地	今治市伯方町北浦甲1400	今治市伯方町北浦甲1242	令和8年1月7日
		代 表 者	馬 越 一 矢	中 村 卓 三	
		会 計 責 任 者	野 間 俊 哉	森 孝 夫	
立憲民主党愛媛県総支部連合会	矢 野 尚 良	代 表 者	矢 野 尚 良	白 石 洋 一	令和8年1月20日

立憲民主党愛媛県第1区 総支部	矢野尚良	代 表 者	矢野尚良	白石洋一	令和8年1月20日
		国会議員関係政治団体の 区	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	法第19条の7第1項第1号に 係る国会議員関係政治団体 公職の種類(第1号) 衆議院議員	
立憲民主党愛媛県第2区 総支部	矢野尚良	代 表 者	矢野尚良	白石洋一	令和8年1月20日
		国会議員関係政治団体の 区	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	法第19条の7第1項第1号に 係る国会議員関係政治団体 公職の種類(第1号) 衆議院議員	
自由民主党松野支部	山田寛二	主たる事務所の所在地	北宇和郡松野町豊岡536	北宇和郡松野町蕨生611	令和8年1月26日
		代 表 者	山田寛二	加藤康幸	
		会 計 責 任 者	大内義昭	岡村勝	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
原田しんたろう後援会	原田慎太郎	主たる事務所の所在地	松山市石手一丁目1-5	松山市祝谷東町603-19	令和7年5月19日
		国会議員関係政治団体の 区	法第19条の7第1項第1号及 び第2号に係る国会議員関係 政治団体 公職の種類(第1号) 参議院議員 公職の候補者の氏名及び公職 の種類(第2号) 原田慎太郎 参議院議員	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	
仙波憲一後援会	宇野豊	代 表 者	宇野豊	秦忠弘	令和7年6月28日
いばらぎあつし後援会	茨木淳志	会 計 責 任 者	茨木淳志	茨木祥子	令和8年1月12日
田中エリナ後援会	中矢孝則	主たる事務所の所在地	松山市湊町四丁目8-15	松山市湊町四丁目3-14	令和8年1月15日
愛媛の未来をつくる会	藤野潤	会 計 責 任 者	三ツ木多佳志	川満出	令和8年1月22日
えひめ民社協会	上杉昌弘	会 計 責 任 者	玉置公正	田中周作	令和8年1月22日

○愛媛県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和8年3月3日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

資金管理団体の届 出をした者（代表 者）の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
今井彩	松山市議会議員	今井彩後援会	松山市正門寺一丁目2-43-2	令和8年1月2日
鈴木大介	松山市議会議員	鈴木大介後援会	松山市西石井三丁目13-17	令和8年1月2日
高木新治	西条市議会議員	高木新治後援会	西条市氷見乙2036-3	令和8年1月28日